

保険法施行後における保険金受取人の変更

——保険法適用契約に関する裁判例の状況——

遠山優治*

目次

- I. はじめに
- II. (通知による) 保険金受取人の変更における意思表示の有無
- III. (通知による) 保険金受取人の変更における意思表示の相手方
- IV. 遺言による保険金受取人の変更
- V. 保険金受取人の変更の意思表示の解釈
- VI. 保険金受取人の変更と利益相反取引
 - 1. 制限行為能力者の法定代理人による保険契約の締結
 - 2. 保険金受取人を法人から当該法人の取締役へ変更する場合
- VII. おわりに

I. はじめに

生命保険契約の保険金受取人の変更に関する規律は、平成22(2010)年4月に施行された保険法において大きく見直され、また、新設された傷害疾病定額保険契約に関する規律においても、同様のものとされている。具体的には、平成20(2008)年改正前商法(以下、改正前商法)675条1項における保険契約の締結時に留保した場合に限らず、保険契約者は保険金受取人の変更権を有するものとしたこと(同法43条1項、72条1項)、当時の最高裁判例¹⁾にかかわらず、保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険

* とおやま・まさはる 日本生命保険相互会社調査部上席専門部長(法務)

1) 最判昭和62・10・29民集41巻7号1527頁(保険契約者による保険金受取人の変更の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によって効力を生じ、また、意思表示の相手方は)

者としたこと(同法43条2項, 72条2項), 改正前商法677条1項では対抗要件とされていた保険者への通知について, 保険者に到達したときは通知の発信時にさかのぼって保険金受取人の変更の意思表示の効力を生ずるものとしたこと(同法43条3項, 72条3項), 遺言による保険金受取人の変更に関する規定を新設したこと(同法44条, 73条)があげられる²⁾。

筆者は, 保険法成立後10年のタイミングで保険金受取人を巡る裁判例・学説と実務の状況について検討したが³⁾, その段階では保険法が適用される保険法施行後に締結された保険契約(以下, 保険法適用契約)に関する裁判例は見当たらなかった。今回, 改めて裁判例の状況を確認したところ, 保険法適用契約に関して判断を示すものが見られたことから, 以下, その内容と保険法制定前後の異同について検討する。

II. (通知による) 保険金受取人の変更における 意思表示の有無

保険法施行後において, (通知による) 保険金受取人の変更について争われる裁判例では, 保険金受取人の変更時における保険契約者の意思能力の有無が争われる事案が多くなっている⁴⁾。そのうち, 保険法適用契約に

↘必ずしも保険者であることを要せず, 新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく, この場合には, この意思表示によって直ちに保険金受取人の変更の効力が生ずるとしたものの)。

2) 改正内容の詳細および解釈問題について, 村田敏一「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集166号(2009年)29頁参照。

3) 拙稿「保険金受取人を巡る近時の裁判例・学説と実務の状況」生命保険論集208号(2019年)87頁参照。

4) 拙稿・前掲注3)90-91頁参照。その後の改正前商法適用契約に関する裁判例として, 和歌山地裁田辺支判平成31・4・24判時2434号71頁(アルコール依存の離脱症状による振戦せん妄状態により入退院を繰り返していた保険契約者について, 保険金受取人の変更の意思表示があったとされたもの), 東京地判令和4・1・28・2022WLJPCA01288021(年金の継続受取人の変更の意思表示がアルツハイマー型認知症及び脳血管性認知症との診断を受けた年金受取人の意思に基づくものと認められたもの)。

関して、東京地裁令和3年9月28日判決⁵⁾は、アルコール依存症やB型肝炎の既往症があり、覚醒不良等により脳神経外科等に入院していた保険契約者について、名義変更請求書がその意思に基づいて作成されたとはいえず、保険金受取人を変更する旨の意思表示があったとは認められない、また、仮に、保険契約者が保険金受取人を変更することについての確認にうなずいたとしても、それだけでは受取人変更の手続を理解して名義変更請求書の作成に応じたとはいえないとしている。

保険金受取人の変更の手続の理解に関して、意思能力の意義は解釈に委ねられ、判例・学説は多様であるが、大きくは、意思能力の有無を、当該法律行為をする者の状態に即して法律行為一般について判断すべきであるとする立場と、個別の法律行為ごとにその内容や複雑性などに応じて判断すべきであるとする立場とが対立するとされており、裁判実務においては、医学的な意見に加えて、問題となる意思表示の対象事項の重要性や複雑性の程度も考慮して判断しているとみられるため、どちらかといえば後者の立場に近いとされている⁶⁾。

本件東京地裁判決においても、死亡保険金等の受取人変更の手続を理解して名義変更請求書の作成に応じたとはいえないとする理由として、自己の置かれた状況を正確に把握できていなかったなどの状況に改善があった節は見られないこと、また、当日の日常生活の場面においても、基本的な動作である寝返り、移乗、口腔清潔、食事摂取について指示入らず、全介助、衣服の着脱について認知低下あり、全介助、診療・療養上の指示についても認知曖昧、治療全般拒否強い、危険行動について不明言動ありなどとされていることに加え、保険金受取人の変更という重要な手続につい

5) 東京地判令和3・9・28・2021WLJPCA09288022。評釈として、新保元弥「死亡直前の受取人変更の意思表示」保険事例研究会レポート356号（2023年）14頁。

6) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣 2022年）315頁。裁判例の分析として、岡田豊基「保険金受取人変更時における保険契約者の意思能力の有無」神戸学院法学47巻2・3号（2018年）1頁、野口夕子「保険金受取人変更の意思表示——かかる行為の性質と保険契約者の意思能力——」近畿大学法学66巻3・4号（2019年）41頁参照。

て、営業員が、保険契約者の病状、理解度に応じた慎重な意思確認をした形跡も何ら見当たらないことをあげており、後者に近い考え方がとられているものと考えられる。

(通知による)保険金受取人の変更については、これらの裁判例にみられるように、保険契約者が認知症や介護を要する状態などであることや親族間のトラブル等を原因として、保険金受取人の変更時の意思能力の有無が争われる事案が生じている。この問題は保険法の規律の射程外のものであり、問題状況は保険法制定の前後で変わりはない。実務上、保険金受取人の変更時にはできるだけ親族に同席いただくことや意思能力の有無の確認手順を明確化するなどの対応を行っているが、実際に意思能力の有無を判断することは非常に難しく、また、手続時に意思能力を有する旨の証明を求めることは困難であるなどお客様対応上の問題もあることから、保険金受取人の変更時の意思能力の有無が争われる事案は今後も発生することが想定される。

なお、2022年5月に消費者契約法の一部を改正する法律が成立し、6月に公布されており⁷⁾、その附帯決議において、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込みの意思表示を取り消すことができる制度の創設や契約締結時以外への適用場面の拡大等、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討し、必要な措置を講ずることなどが求められている⁸⁾。これが実現すれば、意

7) 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)(令和5年6月1日施行)。

8) 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠

思無能力ではないものの判断力が低下している消費者による保険金受取人の変更についても、一定の要件の下で取り消すことができるものとなりうることから、保険金受取人の変更の意思表示の有無やその取り消しの可否が争われる事案がさらに増えることが懸念される。そのため、保険会社としても、幅広く成年後見制度等をご案内することを含め、更に実務対応を工夫していく必要が生じるものと考えられる。

Ⅲ.（通知による）保険金受取人の変更における 意思表示の相手方

保険法では、保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険者としているが（同法43条2項、72条2項）、保険法施行後においても、改正前商法適用契約については、保険法施行前の最高裁判例⁹⁾にしたがって、新旧保険金受取人への保険金受取人の変更の意思表示を認めた裁判例が存在する¹⁰⁾。

-
- ㄨ 組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。

二～十四（略）

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずること。

二～十四（略）

- 9) 前掲最判昭和62・10・29（注1）。
- 10) 東京地判平成25・5・31・2013WLJPCA05318019（保険契約者から原告及び被告に対し「保険金の半分を原告に遺したい」旨の話がなされた場合について、保険契約者は、原

これに対し、保険法適用契約における(通知による)保険金受取人の変更の意思表示は保険者を相手方としてなされる必要があり、東京地裁令和3年7月30日判決¹¹⁾は、自殺を図った自宅で発見された「社長へ」から始まる手紙について、保険契約者が死亡給付金受取人を原告(「社長」が代表取締役である株式会社)に変更する旨の意思表示を保険会社に対してしたものと解することはできないとしている。その理由として、「社長」の記載につき、本件において認められる客観的な事情に照らしても、これが原告の代表取締役である個人を指すものであり、生命保険金受取人を原告に変更するものであると客観的かつ合理的に解釈することができるものとはいいい難いこと、「生命保険」との記載につき、他の保険者との間で締結された生命保険契約も継続していたところ、生命保険契約の他の要素(保険者、金額等)に関しては何らの記載もされておらず、その他本件において認められる客観的な事情に照らしても、これが本件年金契約又は同契約の死亡給付金を指すものであると客観的かつ合理的に解釈することができるものとはいいい難いこと、保険金受取人の意思表示の相手方を保険者とする保険法の規定との関係では、手紙による意思表示又はその通知の相手方が誰かを判定する必要があるところ、本件手紙は、その記載内容、その他本件において認められる客観的な事情に照らしても、保険者に対してその内容を伝えるものであるとか、保険者に通知するものであることを窺わせる事情は見当たらないことをあげている。

また、保険法では、保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金

↘告および被告に対し、死亡保険金受取人を被告から兩名(原告・被告2分の1ずつ)に変更する旨の意思表示をしたと認めたもの。

11) 東京地判令和3・7・30・2021WLJPCA07308021(自殺が未遂にとどまったのち死亡に至った保険契約者の自宅において手紙が発見され、冒頭に「社長へ」との記載があり、「生命保険は社長が受取りして下さい」と記載されていた事案)。評釈として、森村奨「死亡した被保険者の自宅から発見された書面による受取人変更の成否」保険事例研究会レポート350号(2022年)19頁、木内千登勢「死亡した被保険者の自宅から発見された書面による受取人変更の成否」保険事例研究会レポート354号(2022年)1頁。

受取人の変更をすることができるとし、また、保険金受取人の変更の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知の発信時にさかのぼってその効力を生ずるとしているが（同法43条1項、3項、72条1項、3項）、本件東京地裁判決は、付言として、手紙は、死亡給付金の支払事由発生日までに発信されたものと認めることはできず、その手紙が保険会社に到達したとしても、死亡給付金受取人の変更の効力が遡って生じるものと認めることはできないとしている。

保険法においては、保険金受取人の変更について、保険者を相手方とする意思表示とされたものの、その意思表示の方式について特に定められていないことについては変わりがない¹²⁾。そのため、改正前商法の下では必ずしも保険者を相手方としていなくとも保険金受取人の変更の効力が認められていた手紙や念書、遺言の形式によらない遺書による場合¹³⁾について、保険法適用契約においては、保険金受取人の変更の意思表示と認められるかに加え、保険金受取人の変更の意思表示と認められた場合に、その意思表示が保険者を相手方として行われたか、さらに、保険者宛に発信されたかが問題となるものと考えられる¹⁴⁾。

12) 山下・前掲注 6) 309頁。

13) 「Bの生命保険（Y 1とY 2）車の保険（損保（略））を、振り分けて支払いに充てて下さい。残りが有りましたら（略）町のH寺に永代供養料を出していただくと非常に有り難いのですが。」と記載された手紙による保険金受取人の変更を認めた裁判例として、福岡高判平成18・12・21判時1964号148頁（第一審の福岡地判平成17・9・28判時1964号153頁は、保険金受取人の変更の意思表示があったとは認めなかった。）、「上告人の紹介によりA社の外交員Bに加入した私の生命保険金は私が万一事故の場合には保険金を受け取ってください。」と記載された念書による保険金受取人の変更を認めた判例として、前掲最判昭和62・10・29（注1）。

14) 保険者に対する通知の発信および到達について、山下・前掲注 6) 311-313頁、遠山聡「保険金受取人に関する規定の理論的課題とその検討」保険学雑誌649号（2020年）78-79頁参照。

IV. 遺言による保険金受取人の変更

保険法施行前においては、下級審裁判例や学説において、遺言による保険金受取人の変更の可否やその効力発生時期などについて見解が分かっていたが¹⁵⁾、保険法では新たに、保険金受取人の変更は遺言によってもすることができる旨を規定しており、この場合、保険者への通知は対抗要件とされている(同法44条、73条)。

保険法施行後、改正前商法適用契約に関して、遺言による保険金受取人の変更が争われた裁判例として、名古屋高裁平成29年4月20日判決¹⁶⁾がある。

これに対し、生命保険の保険法適用契約に関して、遺言による保険金受取人の変更が争われた裁判例として、東京地裁令和元年12月23日判決¹⁷⁾がある。判決は、「被相続人は、(略)寄付のため、被相続人を被保険者とする別紙遺産等目録記載B-1から3まで、5から12まで及び14から16まで(目録に「※」印のあるもの)に係る保険契約の保険金受取人をいずれも遺言執行者である原告に変更する。」とした公正証書遺言により、保険金受取

15) 山下友信『保険法』(有斐閣 2005年)499-500頁、同・前掲注6)317頁参照。

16) 名古屋高判平成29・4・20・2017WLJPCA04206021(第一審は名古屋地裁一宮支判平成28・10・25・2016WLJPCA10256014)(自筆証書遺言により死亡共済金受取人を相続人ではない第三者に変更することを認めたもの)。判決は、第三者のためにする共済契約の事案において、「死亡共済金受取人の変更の意思表示が遺言によってなされる場合、遺言の様式性に鑑みると、その意思表示は遺言により確定的に成立している」、「遺言で共済金受取人変更の意思表示がなされた場合には、遺言者の死亡と同時に上記変更の意思表示が遺言者の最終的かつ確定的意思表示として効力を生ずるのであり、遺言どおりに死亡共済金受取人の変更の効力が生じ、このような場合も共済金の支払事由が発生するまでに死亡共済金受取人が変更されたものと解される」とする第一審判決を引用しており、保険法の規定と同様、遺言の効力として保険金受取人の変更を認めたものと考えられる。

17) 東京地判令和元・12・23・2019WLJPCA12238020(判決文上、保険契約の締結日は明らかではないが、保険法の適用を前提として判断されている)。評釈として、石上敬子「死亡保険金等が遺留分算定の基礎財産となるかが相続人以外の者との間で争われた事例」保険事例研究会レポート347号(2021年)12頁、長瀬博「第三者への清算型遺贈がなされた事案における保険金と遺留分減殺」保険事例研究会レポート350号(2022年)6頁。

人が遺言執行者である原告に変更されたとしている。

また、自動車保険の保険法適用契約に関する東京地裁令和2年3月24日判決¹⁸⁾は、「全ての財産をAに相続させる」旨などを内容とする公正証書遺言があった事案であり、判決は、搭乗者傷害保険金のうち死亡保険金および特約に基づく特別見舞金については、被保険者の法定相続人は保険金請求権を原始的に取得したとする一方、人身傷害保険金および搭乗者傷害保険金のうち医療保険金については、被保険者の相続財産に属し、遺言により他の相続人に移転したとしたものであるが¹⁹⁾、当該遺言により、搭乗者傷害保険金のうち死亡保険金および特約に基づく特別見舞金について、

18) 東京地判令和2・3・24・2020WLJPCA03248028（判決文上、保険契約の締結日は明らかではないが、「平成28年3月27日の事故に先立ち」自動車保険契約を締結したとすることから、保険法適用契約と考えられる）。

19) なお、保険法の下において、人身傷害保険金が被保険者の法定相続人に固有権として原始的に取得されるか、被保険者の相続財産に帰属するかについて、学説は分かれている（原始的に取得されるとするものとして、大塚英明「人身傷害死亡保険金の帰趨——保険法における人身傷害条項の立ち位置」保険学雑誌630号（2015年）271頁、木下孝治「保険事故により被保険者が死亡した場合における人身傷害保険金の帰属」私法判例リマックス64号（2022年）102頁、潘阿憲「人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属」ジュリスト1568号（2022年）118頁、被保険者の相続財産に帰属するとするものとして、洲崎博史「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰属」損害保険研究74巻4号（2013年）215頁、金岡京子「被保険者が死亡した場合の人身傷害補償保険金請求権の帰属」損害保険研究77巻3号（2015年）195頁、村田敏一「被保険者の死亡による人身傷害補償保険金請求権の法的性質——相続人による承継取得か原始取得か——」立命館法学369・370号（2016年）759頁、遠山聡「人身傷害保険契約の法的性質に関する一考察——とくに死亡保険金請求権の帰属について」上智法学論集63巻4号（2020年）55頁、木原彩夏「人身傷害補償保険に基づく死亡保険金請求権の帰属」損害保険研究84巻1号（2022年）217頁、山下・前掲注6）136頁）。一方、裁判例においては、改正前商法適用契約に関する裁判例では、原始的に取得されるとするもの（盛岡地判平成21・1・30・2009WLJPCA01306012、東京地判平成27・2・10・2015WLJPCA02106001）、保険法適用契約に関する裁判例では、被保険者の相続財産に帰属としている（本件東京地裁判決、福岡高判令和2・5・28判時2480号28頁（第一審は福岡地判平成31・4・12判時2480号34頁））。（他に、判決文上、改正前商法適用契約か保険法適用契約かが明らかではない保険契約について、原始的に取得されるとしたものとして、東京地判平成26・1・30・2014WLJPCA01308015。）

保険金受取人の変更がなされたか否かについては判断していない。本件では、公正証書遺言において「全ての財産をAに相続させる」とされたAとは別の相続人である原告が、保険金請求権の固有権性を根拠に各種保険金の請求権を主張したのに対し、保険会社が人身傷害保険金および搭乗者傷害保険金のうち医療保険金については相続財産に属することを主張する一方、搭乗者傷害保険金のうち死亡保険金および特約に基づく特別見舞金が原始的に取得されることについては争わなかったことから、遺言により保険金受取人が「被保険者の法定相続人」からAへ変更されたか否かについては判断されなかったものと思われる。本件では、公正証書遺言として遺言の有効性は認められており、搭乗者傷害保険金のうち死亡保険金および特約に基づく特別見舞金については、それらが傷害疾病定額保険契約であると考えられることを前提とすると、保険金受取人の変更の意思を含む遺言として、保険金受取人のAへの変更が認められるか否かが争われる余地はあったものと考えられる²⁰⁾。

遺言による保険金受取人の変更についても、遺言による以上、民法の遺言に関する規定にしたがい、また、その有効性については、民法960条以下の規定にしたがって判断されることとなる。この点、保険法適用契約に関する上記の東京地裁令和3年7月30日判決²¹⁾の事案では、自宅において自殺当日に手紙が発見されているが、当該手紙が遺言の要件を満たさないことは明らかであったため、当該手紙が自筆証書遺言であり、かつ遺言による保険金受取人の変更である（したがって、相手方のない単独行為であり、被保険者を相手方とする必要はない）という主張はなされていない²²⁾。

20) 改正前商法適用契約に関して、対象となる保険契約を特定したうえで「X相続する事」と記載された遺言について、保険金受取人を変更する意思を認めた裁判例として、東京高判平成22・2・4生命保険判例集22巻48頁。

21) 前掲東京地判令和3・7・30(注11)。

22) なお、「X殿 私に係る一切の件につき、(中略) X殿に委任し又下記内容の諸々を譲渡致します。記 ① 保険、受取 ② 相続権及遺留分」と記載された「念書」と題する書面を自筆証書遺言と認め、保険金受取人の変更を認めた裁判例として、東京高判平成17・ノ

V. 保険金受取人の変更の意思表示の解釈

改正前商法や保険法では、保険金受取人の変更の意思表示の解釈の方法について、特段の規定を置いていない。しかし、保険金受取人の変更について、改正前商法では、保険者に対する通知を対抗要件としていた（保険契約者の一方的意思表示で足りるとしていた）ことから、保険契約者の現実の意思を可及的に尊重することが望ましいという価値判断を含むのに対し、保険法では、遺言または保険者に対する意思表示を求めたことから、法律関係の安定化等の客観的な規範あるいは価値を尊重したものとええとされている²³⁾。

この点、保険法適用契約に関する東京地裁令和3年3月29日判決²⁴⁾は、（通知による）保険金受取人の変更の事案において、保険金受取人の変更は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかは、保険契約者の保険者に対する表示を、保険契約者の言動その他の情報も考慮し合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものであるところ、保険契約者が保険金受取人を架空人に変更した場合を含め、誰に変更したのか特定できないのであれば、かかる保険金受取人の変更は無効であるとしており、法律関係の安定化等の客観的な規範あるいは価値を尊重したとの評価があてはまるものとなっている。控訴審である東京高裁令和4年8月3日判決²⁵⁾も、保険金受取人の変更は保

ㄨ6・2生命保険判例集17巻419頁。

23) 得津晶「保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律」生命保険論集218号（2022年）103頁。改正前商法における保険金受取人の変更の意思表示の解釈について、山下・前掲注15) 498頁。また、遠山（聡）・前掲注14) 74-75頁参照。

24) 東京地判令3・3・29・2021WLJPCA03298007（保険契約者（甲山A）が変更後の保険金受取人を「甲山B」と記載したところ、それが架空人物か、乙川Bかが争われた事案。判決は、認定事実からすれば、名義変更請求書に記載された「甲山B」は存在しない架空人であるとして、保険金受取人の変更が無効とした）。評釈として、松田真治「架空人への保険金受取人の変更が無効とされた事例」法律のひろば75巻12号（2022年）63頁。

25) 東京高判令4・8・3・2022WLJPCA08036001。

険契約者が保険者を相手方としてする意思表示によってするものであるから、当該意思表示によって保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかについては、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものとしている²⁶⁾。

また、上記の東京地裁令和3年7月30日判決²⁷⁾は、保険金受取人の指定に関する最高裁昭和58年9月8日判決²⁸⁾を参照して、保険金受取人を定める表示を解釈するときは、保険法43条2項が保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険者と規定していることからすると、保険者において、客観的かつ合理的に解釈することができる意味内容を探求する手法によるべきものと解するのが相当であるとして、上記(Ⅲ.)のように、手紙に記載された「社長」や「生命保険」の解釈を行っており、これも、法律関係の安定化等の客観的な規範あるいは価値を尊重したとの評価があてはまるものとなっている。

これに対し、保険法適用契約に関して、遺言による保険金受取人の変更の解釈が争われた裁判例はまだ見られない。この点、遺言の解釈については、一般的に遺言が相手方のない意思表示であることから、主観的意思解釈方法がとられ、遺言者の真意を探求すべきものとされているが、判例も、遺言の文言を離れて遺言者の意思を解釈することまで認めるものではなく、近時の相続法学説は、遺言の文言を離れてまで遺言者の真意を探求

26) ただし、認定事実には照らせば、保険契約者の意思表示は、これを合理的かつ客観的に解釈すれば、死亡保険金受取人をBと名乗る特定の女性に変更する旨のものであると解するのが相当であるとして、原判決を取り消した。

27) 前掲東京地判令和3・7・30(注11))。

28) 最判昭和58・9・8民集37巻7号918頁(保険金受取人の指定につき単に被保険者の「妻何某」と表示されているにとどまった事案において、保険金受取人の指定は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、これによって保険契約者が何びとを保険金受取人として指定したかは、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものであって、保険契約者が契約の締結に際して単に被保険者の「妻何某」という表示をもって保険金受取人を指定したときは、客観的にみて、「妻」という表示は、単に氏名による保険金受取人の指定におけるその受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないと理解するのが合理的であるとしたもの)。

すべきであるという意味での主観的解釈には批判的であり、遺言の文言をよりどころとして解釈すべきとするものもみられることから、通知による保険金受取人の変更の意思表示の解釈についていわれている客観的解釈方法とどれだけの違いがあるかは疑問であるとされている²⁹⁾。

遺言による保険金受取人の変更に関しては、保険法施行に合わせて、日本公証人連合会において文例³⁰⁾が作成されており、遺言のわかりやすさや明確さに資することが期待されるが、今後、遺言による保険金受取人の変更が普及していく場合には、特に自筆証書遺言を中心に、その解釈が争われる事案が増えることが想定される。

VI. 保険金受取人の変更と利益相反取引

1. 制限行為能力者の法定代理人による保険契約の締結

保険法適用契約に関して、保険契約者を制限行為能力者、保険金受取人をその法定代理人とする保険契約を法定代理人が制限行為能力者を代理して締結することが利益相反行為に該当するか否かについて判断した裁判例は見当たらないが、改正前商法適用契約に関して、未成年後見人が未成年被後見人を代理して自らを死亡保険金受取人とする生命保険契約を締結することが未成年後見人による利益相反行為に当たるか否かが争われた保険法施行後の裁判例として、東京地裁平成30年3月20日判決³¹⁾がある。判決は、保険事故が発生するまでは死亡保険金受取人が変更される余地があり、未成年後見人が生命保険契約の締結によって直ちに利益を受けること

29) 山下・前掲注6)324頁。また、遺言の解釈では、保険者に対する意思表示による変更の場合以上に、保険者に対しては客観的解釈、保険金受取人の地位を争う者の間では主観的意思解釈という相対的解釈方法によるべきであるとする主張が見られるが、裁判実務でこの解釈方法が採用される見込みはないとされている（同325頁注381）。

30) 日本公証人連合会『新版 証書の作成と文例 遺言編』〔改訂版〕（立花書房、2013年）128頁参照。

31) 東京地判平成30・3・20金法2112号67頁。

にはならないこと、契約締結から死亡までの間に未成年後見人の任務が終了するとともに、婚姻や子の出生などによりその親族関係に変化が生じる可能性が特に高く、直ちに利益相反行為に当たると解するのは相当でないこと、利益相反行為に該当するかどうかは当該行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであるが、死亡保険金請求権は保険契約者の払い込んだ保険料と等価の關係に立つものではなく、生命保険契約の内容も様々なものがあり得ることからすると、未成年後見人が死亡保険金受取人と定められることによって得る利益と保険契約者である未成年被後見人の保険料の負担との關係を一律に決することは困難であり、一律に利益相反行為に当たると解するのは相当でないことを理由として、利益相反行為には当たらないとしている。

この問題は保険法の規律の射程外のものであり、問題状況は保険法制定の前後で変わりはない。この点、学説においては、主に未成年者である被保険者の同意の問題として議論されているが、法定代理人たる親が保険契約者兼保険金受取人、未成年者たる子が被保険者となる場合を典型的な場合として、形式論として典型的な利益相反關係にあるとはいいいにくく、また、教育資金のために死亡給付のある学資保険に加入するような場合を考えれば、そのためだけに特別代理人の選任を求めることも実質的でないとして、親が子のする同意に同意したり、子を代理して同意することをやむを得ないものとしている³²⁾。これに対し、本件東京地裁判決の事案は、未成年者の財産から保険料が支出されている点が異なるとして、未成年被後見人の財産を用いて締結された未成年後見人の利益となる契約については外形的に利益相反と扱うべきとの見解も見られる³³⁾。

近年の保険契約では、死亡給付だけでなく、被保険者を保険金受取人と

32) 山下友信『保険法(上)』(有斐閣 2018年) 340頁。

33) 榑素寛「未成年後見人が未成年者を代理して締結した生命保険契約」ジュリ1563号(2021年) 115頁、合田篤子「未成年後見人である保険外交員が代理人として締結した生命保険契約の効力」私法判例リマークス60号(2020年) 13頁。

する生前給付をあわせて行うものが多く存在していることから、死亡保険金受取人が未成年後見人や親権者であれば、その金額や他の給付の有無を勘案することなく直ちに、当該未成年後見人や親権者が未成年者を代理して締結した保険契約は利益相反行為に該当する、とすることには躊躇されるところがあり、この場合、私法的な解決ではなく、監督規制による解決を検討するほうが、妥当な結論を得ることができるようにも思われる。

2. 保険金受取人を法人から当該法人の取締役へ変更する場合

保険法適用契約に関して、死亡給付金受取人を法人から当該法人の理事に変更することが利益相反取引規制に違反するか否かが争われた裁判例として、東京地裁平成30年12月5日判決³⁴⁾がある。判決は、生命保険契約について、保険契約者が保険料の支払という出捐を負う一方で、保険金受取人は保険契約の効果として保険金の取得という利益を享受する関係にあることから、本件死亡給付金受取人変更は、保険金取得者を本件法人から理事である被告に変更するものであって、法人と理事との間で利益が相反するのは明らかであり、理事会の承認なく行われた本件変更について、法人は、被告に対し、無効を主張することができるとしている。

この問題も保険法の規律の射程外のものであり、問題状況は保険法制定の前後で変わりはない。この点、裁判例については分かれているが、利益相反取引規制の適用があるとするとするのが優勢であるとされ³⁵⁾、一方、学説

34) 東京地判平成30・12・5・2018WLJPCA12058004（医療法人社団の理事長が保険契約者を法人から自己へ、死亡給付金受取人を法人から理事である妹に変更したのち死亡したところ、当該法人に対する出資持分払戻請求権を相続した理事長の子が、当該法人に代位して支払済の死亡給付金相当額の不当利得返還請求権を行使したもの）。

35) 山下・前掲注6)330頁。なお、山下教授は、この問題は、保険契約者と保険者との間の保険契約の問題ではなく、保険契約者と新保険金受取人となる取締役等との間の対価関係の問題として解決すべきものであり、対価関係上は、会社の旧保険金受取人たる地位を新保険金受取人たる取締役等に移転する行為であり、直接取引として位置づけるべきであり、承認を受けていなければ会社と取締役等との間では保険金受取人変更は無効となる一方、保険者との関係では、保険金受取人変更は有効であるとされる。

についても、その多くは利益相反性を肯定しているが、肯定説においても、保険金受取人の変更行為が直接取引か間接取引かで分かれているとされている³⁶⁾。本件東京地裁判決も死亡給付金受取人の変更の利益相反性を肯定したが、本件死亡給付金受取人変更は理事会の承認なく行われており、(医療法46条の6の4で準用する)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条1項2号に違反するものと認められるとしているところからは、直接取引とするものと考えられる。

Ⅶ. おわりに

保険法が施行されて10年以上が経過したが、保険金受取人の変更についての保険法適用契約に関する裁判例はまだ数件しか見られない。それらを見る限りにおいては、保険法により新たな理論的な課題が生じていることはなさそうであるが、一方で、従来から問題とされていた保険金受取人の変更の意思表示の有無や意思表示の解釈の問題については、超高齢化社会の進展といった社会的課題を反映してか、保険法適用契約においても、引き続き争いとなっていることがうかがえる。これらは必ずしも保険法固有の課題というものではないが、保険金受取人が明らかであることは、迅速な保険金支払のために重要な要素であり、今後の裁判例の積み重ねや学説の発展が期待される。

【追記】 筆者は、村田教授が立命館大学に奉職される前に勤務されていた日本生命保険相互会社でお世話になった者である。法制審議会保険法部会委員付の担当者として、委員を務めた上司とともに、村田教授と部会に向けた検討を行っていたことを懐かしく振り返りながら、本稿を感謝とともに執筆させていただいた。

36) 河森計二「保険金受取人の変更と会社法上の利益相反取引規制」生命保険論集168号(2009年)37頁。